

7 ともに支え合う地域づくりのために

地域福祉の推進に向けた環境づくり

保健医療福祉圏域連携推進会議運営事業費（平成 20 年度開始） 道	総務課
第二次保健医療福祉圏ごとに、保健医療福祉サービス関係者、行政関係者等で構成する保健医療福祉圏域連携推進会議を設置し、総合的な保健医療福祉対策を推進する。	
(971 千円)	

北海道社会福祉協議会運営事業費補助金（昭和 27 年度開始） 道	福祉局地域福祉課
本道における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法人北海道社会福祉協議会の事業に要する経費を助成する。	
補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会	
補助金額 169,401 千円	
(169,401 千円)	

北海道民生委員児童委員連盟補助金（昭和 47 年度開始） 道	福祉局地域福祉課
民生委員・児童委員活動の充実強化を図るため、公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟の実施する事業に対して助成する。	
補助先 公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟	
補助金額 4,827 千円	
(4,827 千円)	

福祉のまちづくり推進費 道	福祉局地域福祉課
「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、普及啓発の実施や推進体制の整備、市町村や民間事業者に対する支援を行う。	
(1) 福祉のまちづくり推進費（平成 4 年度開始） 296 千円	
① 北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会の開催	
国、北海道、市町村、事業者及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組むことを目的として、福祉のまちづくりの普及啓発、関係団体間・行政機関との情報交換等について連絡協議を行う。	
② 北海道福祉のまちづくり表彰の実施	
総合的な福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的として、福祉のまちづくりの推進について優れた取組を表彰する。	
③ 福祉環境アドバイザー派遣事業	
市町村や民間が行う施設整備や福祉人材の養成、福祉教育の推進などに係る相談等に対しアドバイザーを派遣し、専門的な指導・助言を行うことにより、福祉のまちづくりの推進に向けた取組を誘導する。	

7 ともに支え合う地域づくりのために

<p>(2) 心のバリアフリー推進（令和3年度開始）2,155千円</p> <p>① 福祉のまちづくりサポーター制度 道民を、サポーターとして登録し、日常生活の中で気づいた「街中のバリアフリー」のほか、日頃から取り組んでいる心のバリアフリー活動を SNS 等で情報発信する。</p> <p>② 心のバリアフリー普及啓発支援 全道の市町村職員を対象に「心のバリアフリー」に関するオンライン研修を実施し、ユニバーサルマナーを習得させるとともに、理解後の行動変容を促す。</p> <p>(3) 福祉のまちづくり資金貸付金（平成10年度開始）18,500千円 公共的施設を整備する民間事業者にも固有の融資よりも低い金利で融資する金融機関に対し、資金を預託する。 なお、現在は継続分の預託のみ実施。</p>	(20,951千円)
--	------------

北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金(昭和48年度開始)	福祉局地域福祉課
<p>災害時におけるボランティアへの期待が高まる中、発災時に円滑な活動が行われるよう、平時からのボランティアの体制整備や関係機関との連携体制の構築、人材育成等の推進を図る事業に対して助成する。</p> <p>補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> <p>補助率 10/10（国 1/2 道 1/2）</p> <p>事業内容 ① 運営委員会開催事業 ② 福祉教育推進事業 ③ 養成・研修事業 ④ ボランティアセンター機能強化事業 ⑤ 災害時に備えた支援・受援の基盤づくり ⑥ 災害時の円滑な活動調整など</p>	
(12,107千円)	

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（昭和47年度開始） <u>道</u>	総合政策部
<p>(1) 一般事業（社会福祉事業） 地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に対して支援する。 交付対象者 市町村、一部事務組合及び広域連合。ただし、ソフト系事業においては、これらに加え、複数の市町村で構成する協議会等及び振興局長が適当と認める者 交付率 1/2 以内</p> <p>(2) 福祉振興・介護保険基盤整備事業 市町村における地域の実情や住民のニーズに対応して、福祉のまちづくりの促進、在宅の高齢者・障がい者（児）の社会参加や自立支援、子どもの健全育成促進、高齢者等の冬の生活支援及び介護保険制度下における介護サービス基盤の整備に関する福祉施設の推進を奨励するために取り組まれる事業に対して支援する。</p>	

7 ともに支え合う地域づくりのために

交付対象者 市町村（政令指定都市及び中核市を除く）、一部事務組合、広域連合 交 付 率 1/2 以内

バス利用促進等総合対策事業費補助金（平成 9 年度開始）	総合政策部
高齢者や障がい者等がバスを利用した円滑な移動が可能となるよう、ノンステップバス等の導入費の一部を補助する。 補 助 先 乗合バス事業者 事業内容 ノンステップバス、リフト付きバス等の導入費の一部を補助 補 助 率 1/2 以内（国 1/4、道 1/8、市町村 1/8）	
(700 千円)	

交通エコロジー・モビリティ財団賛助会費（平成 9 年度開始）道	総合政策部
高齢者や障がい者をはじめとする利用者の安全かつ円滑な利用に配慮した交通を実現するための事業の補助・助成を行っている交通エコロジー・モビリティ財団へ賛助会員として負担金を支出する。	
(50 千円)	

ホームレス実態調査費（平成 20 年度開始）	福祉局地域福祉課
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的として実態調査を行う。 委 託 先 札幌市	
(664 千円)	

地域生活定着支援センター運営事業費（平成 22 年度開始）	福祉局地域福祉課
高齢であり、又は障がいがあるため福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者や起訴猶予者等について、出所後直ちに必要となる福祉サービスにつなげるための準備を行う地域生活定着支援センターを設置し、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。 委 託 先 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 設置場所 札幌市、釧路町	
(78, 526 千円)	

ケアラー支援体制構築事業費（令和 4 年度開始）	福祉局高齢者保健福祉課
家族等のケアを行うケアラーを社会全体で支えるため、認知度の向上及び地域の支援体制整備を支援する。	
(1) ケアラーの認知度向上に向けた普及啓発	
① 啓発資材の作成・配付 ② フォーラムの開催	
(2) 地域の相談支援体制の整備	
① ケアラーの早期発見や適切な支援を行うための研修の実施 ② 地域の体制構築を支援するための市町村へのアドバイザー派遣	
(21, 342 千円)	

7 ともに支え合う地域づくりのために

重層的支援体制整備事業費補助金（令和5年度開始） 新	福祉局地域福祉課
社会福祉法に基づき市町村が実施する、重層的支援体制整備事業に要する費用の一部を補助する。 実施主体 市町村 補助率 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4 (56,542 千円)	

生活困窮者支援民間団体活動助成事業費（令和5年度開始） 新 「再掲」	福祉局地域福祉課
生活困窮者に対して、自立相談支援機関と連携して、支援を行うNPO法人等に助成する。 補助先 NPO法人等 補助率 10/10（国 10/10） (59,000 千円)	

社会福祉施設整備事業費（児童福祉施設分）「再掲」	福祉局地域福祉課 子ども政策局子ども政策企画課
児童厚生施設や放課後児童クラブ等の施設整備に対して助成する。 (352,999 千円)	

社会福祉施設整備事業費補助金（障がい者施設分） 道 「再掲」	福祉局地域福祉課 福祉局障がい者保健福祉課
障害者支援施設等の施設整備に対して助成する。 補助先 市町村、社会福祉法人、医療法人 補助率 2/3 (273,236 千円)	

老人福祉施設等整備事業費補助金 道 「再掲」	福祉局地域福祉課 福祉局高齢者保健福祉課
居宅において養護を受けることが困難な高齢者若しくは常時介護を必要とする高齢者が入所する施設等を整備する事業に対して助成する。 補助先 市町村、社会福祉法人、医療法人等 補助率 10/10・2/3 (2,831,259 千円)	

支え合いの体制づくり

民生委員関係経費（昭和23年度開始）「再掲」	福祉局地域福祉課
地域における社会福祉の増進は、民生委員・児童委員の積極的な活動に負うところが大きいことから、その資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。	

7 ともに支え合う地域づくりのために

民生委員・児童委員委解嘱経費 2,824 千円
民生委員・児童委員指導訓練費 91,643 千円
民生委員・児童委員活動弁償費 (8,454 人) 512,323 千円
民生委員・児童委員研修事業費 6,253 千円
(613,043 万円)

地域の支え合い体制づくりの推進	福祉局地域福祉課
<p>福祉的な支援を必要とする方々が、安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、市町村や社会福祉協議会などの関係機関や民生委員、老人クラブ、町内会、民間事業者などによる支援が重層的に提供されるよう支援する。</p> <p>(1) 要援護者に対する関係機関連携マニュアルの活用や地域での見守り活動連携会議の開催などを通じた市町村をはじめとする関係機関との連携の促進</p> <p>(2) ホームページなど各種媒体を活用した啓発活動による孤立死防止対策の推進</p>	

災害救助基金積立金（昭和 23 年度開始）「再掲」	総務課
<p>一定規模以上の災害発生に備え、炊き出しや避難所・応急仮設住宅の設置などの応急救助に要する費用として、北海道災害救助基金を積み立てる。</p>	

共生型地域福祉の推進	福祉局地域福祉課
<p>高齢者、障がいのある方々、子ども等の地域の多世代がお互いに支え合う仕組みづくりを進めるため、取組を行う共生型地域福祉拠点を支援する。</p> <p>(重層的支援体制構築に向けた後方支援事業)</p> <p>令和 3 年 4 月に創設された、市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組に対する後方支援事業を実施する。</p> <p>(1) 市町村内連携促進説明会</p> <p>(2) 市町村間の情報共有の場づくり</p> <p>(3) 重層的支援体制整備人材養成研修</p> <p>(4) 専門家派遣</p> <p style="text-align: right;">(9,330 千円)</p>	

社会福祉を目的とする事業の促進に向けた体制づくり

福祉有償運送などの移動手手段の確保	福祉局地域福祉課
<p>地域が主体となって高齢者や障がい者などの移動手手段を確保できるよう、関係機関と連携し、福祉有償運送などの市町村等の取組を支援する。</p>	

第三者機関によるサービスの評価、結果公表の促進	福祉局地域福祉課
<p>福祉サービスの向上及び利用者のサービス選択に資することを目的とし、事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が専門的客観的な立場から評価及び公表を行うため設置された「北海道福祉サービス第三者評価推進機構」の活動を推進するとともに当該事業の受審促進を行う。</p>	

福祉サービス運営適正化委員会補助金（平成 12 年度開始）「再掲」	福祉局地域福祉課
<p>福祉サービス利用者の権利を擁護し、利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、社会福祉法に基づき北海道社会福祉協議会が設置する公正・中立な第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会）の設置運営経費に対して助成する。</p> <p>補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> <p>補助率 10/10（国 1/2、道 1/2）</p> <p style="text-align: right;">（11,700 千円）</p>	

利用者の利益を保護するための仕組みづくり

地域福祉生活支援センター運営事業費補助金（平成 11 年度開始）	福祉局地域福祉課
<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な者が、権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助などのサービスを提供する。</p> <p>補助先 社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> <p>補助率 10/10（国 1/2、道 1/2）</p> <p>設置場所 地域福祉生活支援センター：札幌市 地域センター：関係市町村社会福祉協議会所在地</p> <p>事業内容 ① 福祉サービスの利用援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供、助言 ・ 手続の援助（申込手続同行、代行、契約締結） ・ 苦情処理制度の利用援助など <p>② 日常的な金銭管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉利用料の支払 ・ 通帳、権利証等の保管など <p style="text-align: right;">（62,572 千円）</p>	

7 ともに支え合う地域づくりのために

<p>権利擁護人材育成事業費（平成 27 年度開始）「再掲」</p>	<p>福祉局高齢者保健福祉課</p>
<p>権利擁護人材を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人等の活動を推進する事業を実施する市町村に補助するとともに、権利擁護人材の育成及び資質向上への取組が継続的に行われるよう支援する。</p> <p>負担区分 基金（10/10） 実施主体 道及び市町村（補助）</p> <p style="text-align: right;">(65,393 千円)</p>	

<p>障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会等運営事業費 （平成 22 年度開始）「再掲」</p>	<p>福祉局障がい者保健福祉課</p>
<p>北海道障がい者条例に基づき設置した障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部及び障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の活動により、障がい者及び障がい児の権利擁護や、暮らしやすい地域づくりの推進を図る。</p> <p>障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 本庁 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 14 圏域</p> <p style="text-align: right;">(8,061 千円)</p>	

<p>北海道障がい者権利擁護センター運営事業費（平成 24 年度開始） 「再掲」</p>	<p>福祉局障がい者保健福祉課</p>
<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく「北海道障がい者権利擁護センター」の機能を確保し、障がい者の権利利益の擁護を図る。</p> <p style="text-align: right;">(2,044 千円)</p>	